

日本評価学会全国大会における発表に関する要領

2024年4月26日

日本評価学会企画委員会決定

本要領は、日本評価学会全国大会のプログラム及び大会要旨集録（プロシーディングス）に収録する原稿の取り扱い並びに研究発表の在り方について、会員が共通認識をもつことを目的とする。

1. 日本評価学会全国大会において発表を行うことができる者は定款第6条に定める会員とする。ただし、非会員との共同研究の発表の場合、非会員が共同発表者となることができる。全国大会前日までに入会届を提出した非会員は会員と等しく扱う。
2. 自由論題において筆頭発表者並びに口頭発表者（プログラム及び大会要旨集録（プロシーディングス）の原稿において発表者名の前に○を付す者）になることができるのは会員のみとする。1人が1回の全国大会において筆頭発表者となるのは1回のみとする。同様に、1人が1回の全国大会において口頭発表者となるのは1回のみとする。
3. 企画委員長は、共通論題において必要であると認められる場合、非会員が筆頭発表者、または口頭発表者となることを許可する。ただし、1つの共通

論題において発表可能な非会員数は半数以下とする。海外の関係団体の会員等の場合はこの限りではない。

4. 全国大会のプログラム及び大会要旨集録（プロシーディングス）に収録する原稿においては、発表者の氏名及び所属を明記するものとする。
5. 発表内容は原則として学術的な位置づけとして未発表のものに限る。例えば、業務の上で公表された報告書などの内容を整理し、研究として発表すること、同じデータを用いても視点を変えて分析を行い、新たな知見を得た内容を発表することなどは可とする。
6. 発表者は、著作権を含む法令やルール、データや情報の扱い、委託調査などの場合の発表の権限、オーサーシップへの適切な対応など、研究公正（Research Integrity）を遵守する。
参考：「科学の健全な発展のために」編集委員会（2015）『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』，独立行政法人日本学術振興会。
<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/data/rinri.pdf>（2024.4.26 取得）
7. その他必要な事項については企画委員会が別に定める。